

所得税・住民税の申告相談について

(令和5年2月1日更新)

令和5年1月1日に神戸町に住民登録のある方の、令和4年分所得税・住民税の申告相談を次のとおり行います。

〈期間〉

令和5年2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝日を除く

〈時間〉

【受付】8:00～15:00 (当日用入場券を配布)

例年、早朝から来庁される方がありますが、上記時間より前には受付できません。

また、配布状況により早めに受付終了することがありますので、ご了承ください。

【申告相談】 午前の部 9:00～12:00 / 午後の部 13:00～

〈場所〉

神戸町役場 本庁舎2階 集会室

〈休日の申告相談について〉

【期 日】 2月19日(日)、2月26日(日)

【場 所】 神戸町役場 本庁舎2階 集会室

【受付】 8:30～11:00 ※定員になり次第受付終了します。

【申告相談】 9:00～12:00

【定 員】 40名

※会場には税務署職員は不在のため、国税に関する質問、相談はお受け できません。

〈町の申告会場で受け付けできないもの〉

以下の申告をされたい方は、大垣税務署の申告会場(大垣市民会館)、または e-Tax や郵送にて申告を行ってください。

- ・土地・建物や株式等の譲渡所得等の分離課税申告
- ・先物取引、FX、仮想通貨取引による収入の申告
- ・初年度の住宅ローン控除を受ける方
- ・新たに事業を始めた方、事業に伴う経費の算定が不明の方
- ・青色申告・消費税、地方消費税・贈与税・相続税の申告
- ・雑損控除がある方の申告
- ・外国税額控除がある方の申告

確定申告についてはこちらをご参照ください。

[確定申告・住民税の申告について\(お願い\)](#)

【お問い合わせ先】

神戸町役場 税務課
電話:0584-27-0173